

(様式第 3 号使用時)

電 話

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名、個人の場合、住所氏名を記載

【点検要領】

- 1 点検は、広告物の表示又は掲出物件の設置後、速やかに実施してください。ただし、建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 4 項に基づく完了検査を受けるものについては、本点検は不要です。
- 2 点検は、点検箇所・点検項目に沿って実施してください。点検箇所・点検項目の詳細は「鳥取県屋外広告物安全点検指針」（令和 2 年 7 月 3 日付第 202000037148 号鳥取県生活環境部長通知）を参照してください。指針はこちら→鳥取県 HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/292522.htm>
- 3 外側から点検できない部分について、施工時の写真等により確認できる場合は、これによることも可とします。
- 4 表示面積 10 m²超又は高さ（地上から広告物等の上端まで）4 m 超の広告物等に係る点検は次のいずれかの資格を有する者に点検を依頼し実施してください。
（ア）屋外広告士 （イ）一・二級建築士 （ウ）一・二種電気工事士 （エ）一～三種電気主任技術者
（オ）技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ） （カ）屋外広告物点検技能講習修了者
- 5 点検の結果、異常がある場合は、周囲の安全を確保し、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可を取り消すこと等があります。異常の有無の判断は、当該箇所の経年変化・損傷等が想定しうる範囲で進行したとしても 2 年以内に広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜するおそれはなく、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであるかどうかで行ってください。

屋外広告物条例 第 7 条の 3（広告物等の表示の方法等の基準） 別表（抜粋）

「1 広告物等が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜をする蓋然性の高いものでないこと。」

- 6 次の広告物については、本点検は不要ですが、適切に管理を行ってください。
（ア）はり紙・はり札等 （イ）電柱巻付広告 （ウ）立看板等 （エ）広告幕 （オ）気球広告
（カ）バス停留所標識を利用する広告板
（キ）建築物の壁面等に直接、塗装又はシート等を貼付けすることにより表示したもの
（ク）建築物の壁面に切文字・箱文字を直接、施工したもの
※ロゴ・シンボルを含み、全体の表示面積が 10 m²以下のもの。ただし、許可を要するもの及び電飾を伴うものは除く。

【作成等要領】

- 1 本票は、1 つの広告物又は掲出物件ごとに作成してください。
- 2 本票は、点検日時点で点検者が作成を開始し、異常があった箇所すべての補修を確認した後、「点検者」欄に署名又は記名押印してください。（氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。）
- 3 点検を資格者に依頼して実施した場合は、点検結果を確認し「依頼者」欄に署名又は記名押印してください。（氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。）
- 4 本票には、次に掲げる書類を添付してください。
（1）「点検者の資格」を証する書面の写し（広告物等が高さ 4 m 超又は表示面積 10 m²超の場合のみ）
（複数の広告物等の点検を同一の点検者が実施した場合は、1 部で可。）
（2）広告物等の全景及び点検箇所ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真
（3）点検の結果、異常があった場合は、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真
- 5 本票は、点検完了から 2 年間、保管してください。
- 6 鳥取県屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、表示又は設置の完了届に本票の写しを添付し、原本は、申請者等において保管してください。なお、建築基準法に基づく完了検査を受けるものについては、当該検査済証の写しを添付してください。

【記載要領】

- ※1 鳥取県屋外広告物条例に基づく許可物件である場合は、許可日・許可番号を記載してください。
- ※2 一つの許可に複数物件ある場合、物件を特定するための番号、符号、広告物の種別、表示内容等を適宜、記載してください。
- ※3 広告物等の高さ、表示面積について、該当するものにチェックしてください。
- ※4 広告物等の種類により該当する点検項目がない場合は、点検項目の欄に斜線を引く等、その旨明示してください。
- ※5 異常の有無について、該当する方を○で囲んでください。異常が「有」の場合、補修後、「済」を○で囲み、「補修の概要」を記載してください。